8	34°58′26.0877″	133°27′54.9130″
9	34°58′25.0754″	133°27′55.5778″
10	34°58′23.6652″	133°27′56.3745″
11	34°58′19.9856″	133°27′55.5191″
12	34°58′18.2597″	133°27′54.1524″

○国土交通省告示第九百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県石巻市相野谷

字旧屋敷　三五番一　一号から三号まで

地先道路敷　三五番一　四号から六号まで、十号及び十一号

三五番一　七号から九号まで

地先水路敷　十二号及び十三号

三七番　十七号から十九号まで

五番　二十号から二十二号まで

三番　二十三号及び二十四号

七番　二十五号

九番二　二十六号

九番一　二十七号から三十号まで

六番　十四号から十六号まで

地先水路敷

一番

字裏山

○国土交通省告示第九百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第百六十六号で指定した大沢川に掲げる土地の区域を除く。）

茨城県常陸大宮市秋田

字下平　一〇五七番一　一号から十一号まで

一〇五六番一　十二号

一〇七〇番二　十三号

地先道路敷　一〇七〇番二　十四号から十六号まで及び二十四号から二十六号まで

一〇六一番一　十七号から二十三号まで

茨城県常陸大宮市中居

字小沢戸　二九〇番　三十三号から四十八号まで

二九一番二　二十七号から三十二号まで

○国土交通省告示第九百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大平一

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県天草市栖本町河内の区域内の土地のうち、次の一点から四十四点までを順次結んだ線及び一点と四十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°26′36.8076″	130°18′28.8667″
2	32°26′36.6997″	130°18′29.3302″
3	32°26′36.1691″	130°18′29.8232″
4	32°26′35.2422″	130°18′29.7559″
5	32°26′33.6852″	130°18′30.8248″
6	32°26′32.7768″	130°18′30.3187″
7	32°26′31.9278″	130°18′29.4479″
8	32°26′29.1570″	130°18′31.0342″
9	32°26′29.7599″	130°18′29.9453″
10	32°26′30.1254″	130°18′29.5051″
11	32°26′31.6462″	130°18′28.7027″
12	32°26′32.3210″	130°18′29.3162″
13	32°26′35.6195″	130°18′27.8504″
14	32°26′34.5004″	130°18′24.0443″
15	32°26′33.7937″	130°18′22.3813″
16	32°26′33.4924″	130°18′21.7234″
17	32°26′33.6152″	130°18′21.6773″
18	32°26′33.8650″	130°18′21.5516″
19	32°26′34.0836″	130°18′21.4641″
20	32°26′34.2015″	130°18′21.4045″
21	32°26′34.3048″	130°18′21.3327″
22	32°26′34.4691″	130°18′21.3376″
23	32°26′34.5302″	130°18′21.3623″
24	32°26′34.5221″	130°18′21.4542″
25	32°26′34.1342″	130°18′21.8629″
26	32°26′34.1262″	130°18′22.2026″
27	32°26′34.4299″	130°18′22.4853″
28	32°26′34.7414″	130°18′23.2467″
29	32°26′34.9965″	130°18′24.4193″
30	32°26′35.1837″	130°18′24.3393″
31	32°26′35.2766″	130°18′24.2820″
32	32°26′35.5034″	130°18′24.0454″
33	32°26′35.6308″	130°18′23.9991″
34	32°26′35.6300″	130°18′24.0274″
35	32°26′35.6011″	130°18′24.0380″
36	32°26′35.5148″	130°18′24.0693″
37	32°26′35.3603″	130°18′24.2305″
38	32°26′35.2657″	130°18′24.3190″
39	32°26′35.0115″	130°18′24.4699″
40	32°26′35.8457″	130°18′27.0915″
41	32°26′36.2223″	130°18′28.3713″
42	32°26′35.8107″	130°18′28.8688″
43	32°26′36.6023″	130°18′29.0234″
44	32°26′36.7125″	130°18′28.7910″

○海上保安庁告示第二十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 204　あまみ PL 205　ごとう （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 204　あまみ （略）